

2008年3月期から 適用される会計基準等

制度調査部
鈴木 利光

2008年3月期から適用される（任意の早期適用を含む）会計基準等の一覧

【要約】

2009年3月期は、「内部統制報告制度」及び「四半期報告制度」が適用される重要な一年であり、企業担当者は準備対応に追われていることと思われる。

本稿では、企業会計基準委員会(ASBJ)が公表しており、既に2008年3月期から適用されている会計基準等、2008年3月期から任意に早期適用することができる会計基準等、2009年3月期から適用される会計基準等、及び2009年3月期から任意に早期適用することができる会計基準等のうち主要なものを一覧化し、その概要を説明する。

中には、連結の範囲から除外した一定の要件を満たす特別目的会社の開示が要求される等、会計基準のコンバージェンスに関連する項目もあり、投資家としてはそれらの会計基準等の新規適用が企業の財務諸表に与える影響に関心をもっているものと思われる。

【目次】

- ・ はじめに (P1)
- ・ 2008年3月期から強制適用される会計基準等 (P3)
- ・ 2008年3月期から早期適用することができる会計基準等 (P6)
- ・ 2009年3月期から強制適用される会計基準等 (P8)
- ・ 2009年3月期から早期適用することができる会計基準等 (P10)
- ・ 公開草案一覧 (P10)

・ はじめに

2009年3月期は、「内部統制報告制度」及び「四半期報告制度」が適用される重要な一年であり、企業担当者は準備対応に追われていることと思われる。

本稿では、企業会計基準委員会(ASBJ)が公表しており、既に2008年3月期から適用されている会計基準等、2008年3月期から任意に早期適用することができる会計基準等、2009年3月期から適用される会計基準等、及び2009年3月期から任意に早期適用することができる会計基準等のうち主要なものを一覧化し、その概要を説明する。

中には会計基準のコンバージェンス¹に関連する項目もあり、投資家としてはそれらの会計基準等の新規適用が企業の財務諸表に与える影響に関心をもっているものと思われる。

以下、強制適用と早期適用とに分けて、それぞれ簡潔に説明するものとする。

新会計基準適用開始時期一覧 (1)

	会計基準等名称	本稿頁	位置づけ		2007年度		2008年度				2009年度							
			新設	改正	上半期	下半期	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q				
正式公表	「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」	3			◎	◎												
	「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」	3			◎	◎												
	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その2)	4			◎	◎												
	「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(※2)	4			◎	◎												
	「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」	5			◎	◎												
	「金融商品に関する会計基準」の一部改正	5				◎												
	「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」	5				◎												
	「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」	6,8			○	○	◎	◎	◎	◎								
	「棚卸資産の評価に関する会計基準」	7,8			○	○	◎	◎	◎	◎								
	「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(※3)	7,9			○	○	◎	◎	◎	◎								
	「関連当事者の開示に関する会計基準」(及びその適用指針)	7,9			○	○	◎	◎	◎	◎								
	「リース取引に関する会計基準」(及びその適用指針)	8,9			○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎					
	「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」	8,9				○	◎	◎	◎	◎								
「四半期財務諸表に関する会計基準」(及びその適用指針)	9					◎	◎	◎	◎									
「工事契約に関する会計基準」(及びその適用指針)	10					○	○	○	○	◎	◎	◎	◎					
公開草案	「金融商品に関する会計基準」(※4)	10					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
	「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(※4)(※5)	11					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
	「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(及びその適用指針)(※6)	11																
	「持分法に関する会計基準」(及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い)(※7)	12												○	○	○	○	
	「資産除去債務に関する会計基準」(及びその適用指針)(※7)	12												○	○	○	○	
「連結財務諸表作成における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」	13					○	○	◎	◎	◎	◎							

○ は任意適用、 ◎ は強制適用

(出所) 大和総研制度調査部作成

- (1) 企業会計基準委員会が公表したものに限っている (本稿公表時点) 。
- (2) 実務上適用が困難な場合に限り、2007年度上半期は適用しないことができる。
- (3) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」及び「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」に関わる部分以外は、公表日 (2006年7月14日) から適用されている。
- (4) 最新の企業会計基準委員会議事 (2008年2月5日 第36回金融商品専門委員会) に基づく記載を行っている。
- (5) 企業会計基準委員会の議事によれば、一定のリスク情報の記載義務については、適用時期を一年遅らせ、2011

¹ EUによる会計基準の収斂 (コンバージェンス) の動きをいう。
概要については、大和総研制度調査部情報「会計基準のコンバージェンスの概要 その1」「会計基準のコンバージェンスの概要 その2」 (吉井一洋) を参照されたい。

「その1」 (<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07092802accounting.pdf>)

「その2」 (<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07092803accounting.pdf>)

年 3 月期から適用することも可能、という公開草案からの変更が予定されている。

(6) 2011 年 3 月期 (2010 年度) からの強制適用が予定されている (早期適用の予定なし) 。

(7) 2011 年 3 月期 (2010 年度) からの強制適用が予定されている。

2008 年 3 月期から強制適用される会計基準等

名称	概要	適用時期	コンバージェンスとの関係
「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 17 号)	<p>本実務対応報告では、以下の各号に関する考え方を示している²。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ソフトウェア取引の収益認識 (実現主義の原則の確認) ■ ソフトウェア取引の複合取引 (財とサービスの複合取引に係る収益認識時点【内訳が明確である場合は別々に認識する等】の確認) ■ ソフトウェア取引の収益の総額表示 (複数の企業を介する取引について、通常負担すべきリスク【在庫リスク他】を負っている場合にのみ収益の総額表示をすべきである旨の確認) 	<p>2007 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用</p> <p>(2007 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度からの早期適用も可)</p>	-
「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(改正実務対応報告第 2 号)	<p>いわゆる「例外処理」を採用する場合における複数事業主制度に係る制度間移行等の会計処理を示している。</p> <p>ここで「例外処理」とは、「退職給付に係る会計基準」五の処理(「複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合においては、退職給付債務の比率その他合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算を行う」)を「原則法」とした場合の、同会計基準注解(注 12)の処理(「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理する」)をいう。</p> <p>具体的に、例外処理を採用していた確定給付年金制度(複数事業主制度)から他の確定</p>	<p>2007 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用</p> <p>(2007 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度であっても、改正日たる 2007 年 2 月 7 日以後終了する事業年度からの早期適用も可)</p>	-

² あくまで現行の会計基準等(「研究開発費に係る会計基準・同注解」、会計制度委員会報告第 12 号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」、「企業会計原則・同注解」等)を踏まえて実務上の取扱いを整備している。

	<p>給付型の退職給付付制度への移行に際して、移行後の処理に原則法を採用することとなる場合の会計処理を、以下のとおり定めている (Q9 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 退職給付制度間の移行時における未積立退職給付債務の額は、移行の時点において、原則として特別損益として処理する。 ■ 追加的な処理が求められる場合には、要拠出額を上記の損益に含めて処理する。 ■ 退職給付制度間の移行が翌期以降に見込まれている場合には、損失発生の可能性等に応じて、損失見積額の費用計上又は財務諸表への注記をする。 		
<p>「退職給付に係る会計基準」の一部改正 (その2) (企業会計基準第14号)</p>	<p>上記改正実務対応報告第2号にいう「例外処理」を改正している。</p> <p>具体的な改正内容としては、「例外処理」における注記の内容を、「掛金拠出割合等により計算した年金資産の額」から「当該年金制度全体の積立状況 (年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額) 及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明」へと変更するものとしている。</p>	<p>2007年4月1日以後開始する事業年度から適用</p> <p>(2007年3月31日以前に開始する事業年度からの早期適用も可)</p>	-
<p>「一定の特別目会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号)</p>	<p>連結財務諸表に注記すべき「連結の範囲等」(「連結財務諸表原則」第七(1)及び「その他の重要な事項」(「連結財務諸表原則」第七(5)に、次の事項が含まれる旨定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社(「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三参照。以下、「開示対象特別目的会社」という)の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 ■ 開示対象特別目的会社との取引金額等 	<p>2007年4月1日以後開始する連結会計年度(当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間を含む)から適用</p> <p>(2007年4月1日以前に開始する連結会計年度からの早期適用も可)</p>	<p>欧州証券規制当局委員会 (CESR) から補正措置が提案されている 26 項目の一つであり、補正措置として「補完計算書」(仮定計算ベースでの要約財務諸表作成)が要求されている。</p> <p>そちらについては、欧米の議論を視野に入れながら中長期的な検討項目として検討するが、当面の対応として、開示対象特別目的会社の開示を定めることとした。</p>

<p>「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 17 号)</p>	<p>本適用指針の主な意義は、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」である転換社債型新株予約権付社債のうち取得条項付転換社債型新株予約権付社債(CB)の会計処理、及びそれに関連する自己社債の会計処理を追加的に定めた点にある。</p> <p>取得と同時に消却することを前提とした場合、取得の対価に応じて、以下のとおり会計処理をすることとされている。</p> <p>取得の対価が現金の場合</p> <p>繰上償還する場合に準じて、取得したCBの帳簿価額と取得対価の差額を当期の損益として処理する。</p> <p>取得の対価が自社の株式の場合</p> <p>CBに付された新株予約権が行使された場合に準じて、帳簿価額に基づき処理をする(損益は計上されない)。</p> <p>取得の対価が現金と自社の株式の場合</p> <p>同じ。</p> <p>なお、取得と同時に消却しない場合は、取得の対価によらず、自己社債の取得に準じて処理するのであるが、自己社債の取得は有価証券の取得に準じて会計処理することとされた。</p>	<p>本適用指針公表日(2007年4月25日)以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用</p>	-
<p>「金融商品に関する会計基準」の一部改正(企業会計基準第 10 号)</p>	<p>金融商品取引法施行による「有価証券」の範囲拡大に伴い、企業会計上の「有価証券」の定義に関する規定を新設している³。</p>	<p>金融商品取引法の施行日(2007年9月30日)以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用</p>	-
<p>「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 23 号)</p>	<p>本実務対応報告は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、2006年12月15日に公布された新信託法にて導入された新たな制度に対応する会計処理を定めることをその目的としている。</p>	<p>新信託法の施行日(2007年9月30日)以後にその効力が生じた信託及びそれより前に効力が生じた信託で</p>	-

³ 概要については、大和総研制度調査部情報「会計上の有価証券の定義(概要編)」(吉井一洋)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07062902accounting.pdf>)

⁴ 概要については、大和総研制度調査部情報「信託の会計処理」「信託の会計処理」(筆者著)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07103104accounting.pdf>)
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07103105accounting.pdf>)

	<p>本実務対応報告により、事業信託、自己信託等、新信託法にて導入された新たな制度に対応する会計処理が定められるとともに、これまで十分に議論されていなかった信託の連結財務諸表上の扱いが定められることとなった。</p> <p>信託の連結財務諸表上の扱いについては、具体的には、信託は財産管理の機能を有することから通常は連結対象に含まれないが、一定の要件を満たす場合には連結対象に含まれることが明らかにされた⁴。</p>	<p>あって信託の変更により新信託法の適用を受ける信託(「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第3条)について適用される。</p>	
--	--	---	--

2008年3月期から早期適用することができる会計基準等

名称	概要	適用時期	コンバージェンスとの関係
<p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)</p>	<p>在外子会社の会計処理の統一について、以下のような取扱いを定めている。</p> <p>在外子会社の会計処理の統一を原則とするが、「在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続き上利用することができる」(すなわち、統一を要しない)。</p> <p>もっとも、上記のような場合でも、次に示す項目については、(重要性が乏しい場合を除き)連結決算手続き上の当期純利益が適切に計上されるような在外子会社の会計処理を修正しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ のれんの償却 ■ 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理 ■ 研究開発費の支出時処理 ■ 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価 ■ 会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正 ■ 少数株主損益の会計処理 	<p>2008年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用</p> <p>(2008年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表からの早期適用も可)</p>	<p>欧州証券規制当局委員会(CESR)から補正措置が提案されている26項目の一つであり、補正措置として「補完計算書」(仮定計算ベースでの要約財務諸表作成)が要求されている。</p>

<p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)</p>	<p>通常の販売目的で保有する棚卸資産については、収益性が低下している(期末の正味売却価額が取得原価を下回る)ときは、簿価切下げをしなければならない旨定めている⁵。</p>	<p>2008年4月1日以後開始する事業年度から適用 (2008年3月31日以前に開始する事業年度からの早期適用も可)</p>	<p>欧州証券規制当局委員会(CESR)から補正措置が提案されている26項目の一つであり、補正措置として「開示B」(IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響(損益又は株主持分への税引前後の影響)の表示)が要求されている。</p>
<p>「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(改正実務対応報告第15号)</p>	<p>以下のような改正概要となっている⁶。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 棚卸資産として保有する排出クレジットの収益性の低下に基づく簿価切下げ ■ 出資先から排出クレジットが分配された場合の会計処理の明確化 ■ 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)の援用 ■ 排出クレジットに関わる投資が金融投資に該当する場合の取扱いの明確化 	<p>公表日(2006年7月14日)以後適用 (ただし、左記については「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用した事業年度から、左記については「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を適用した事業年度から適用する)</p>	<p>-</p>
<p>「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)</p>	<p>本会計基準等は、公表時点の「財務諸表等」の用語、様式及び作成方法に関する規則⁷及び「連結財務諸表」の用語、様式及び作成方法に関する規則」と比較して、財務諸表の注記にて開示する「関連当事者との取引」における「関連当事者」及びその関連当事者との「取引」の範囲を拡充している。また、開示における重要性の判断基準を見直している⁷。</p>	<p>2008年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用 (2007年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度からの早期適用も可)</p>	<p>本会計基準等は、2005年3月から開始した企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの一環として公表されたものである。</p>

⁵ 概要については、大和総研制度調査部情報「**棚卸資産の評価に関する会計基準の公表**」(古頭尚志)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/06072601accounting.pdf>)

⁶ 概要については、大和総研制度調査部「**排出量取引の実務対応報告 一部改正へ**」(鳥毛拓馬)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/06082801accounting.pdf>)

⁷ 概要については、「**財務諸表利用者の視点から考える 関連当事者開示の活用例**」(大和総研制度調査部長 吉井一洋/中央経済者「**経理情報**」2008.1.10・20[No1171])、及び大和総研制度調査部情報「『**関連当事者の開示**』、2009年3月期から強制適用へ」(筆者著)を参照されたい。(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07122801accounting.pdf>)

<p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号)</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る通常の賃貸処理(オフバランス)を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理(オンバランス)を行うべき旨定めている。</p> <p>具体的は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手は、リース取引開始日に、リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として計上することとなる⁸。</p>	<p>2008 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用(2007 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度からの早期適用も可。ただし、その場合、中間期には適用しなことができる。)</p>	<p>国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおいて、短期的な検討項目として位置づけられていた。</p>
<p>「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(改正企業会計基準適用指針第 10 号)</p>	<p>以下の取引を追加的に定めている⁹。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子会社が親会社株式を交付した場合(いわゆる三角合併などの場合)の会計処理(共通支配下の取引に該当する場合) ■ 親会社が子会社を株式交換完全子会社とする場合の会計処理(中間子会社がある場合) 	<p>2008 年 4 月 1 日以後の組織再編について適用(改正日(2007 年 11 月 15 日)以後終了する事業年度における 2008 年 3 月 31 日以前の組織再編からの早期適用も可)</p>	<p>-</p>

2009 年 3 月期から強制適用される会計基準等 (8)

(8) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号)については第 4Q からの、それ以外の会計基準等については第 1Q からの強制適用となる。

名称	概要	適用時期	コンバージェンスとの関係
<p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号)</p>		<p>(P6 参照)</p>	
<p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号)</p>		<p>(P7 参照)</p>	

⁸ 概要については、大和総研制度調査部情報「リースの新会計・税制案」(吉井一洋)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07022801accounting.pdf>)

⁹ 概要については、大和総研制度調査部情報「三角合併の会計処理<確定版>」(鳥毛拓馬)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07112201accounting.pdf>)

<p>「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(改正実務対応報告第15号)</p>	(P7 参照)		
<p>「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)</p>	(P7 参照)		
<p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)</p>	(P8 参照)		
<p>「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(改正企業会計基準適用指針第10号)</p>	(P8 参照)		
<p>「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)</p>	<p>金融商品取引法にて導入された四半期報告制度において求められる、四半期財務諸表の作成基準を定めている¹⁰。</p>	<p>2008年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。</p>	-

¹⁰ 概要については、大和総研制度調査部情報「四半期会計基準・適用指針公表(概要編)」(吉井一洋)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07032901accounting.pdf>)

2009年3月期から早期適用することができる会計基準等

名称	概要	適用時期	コンバージェンスとの関係
「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号)	<p>工事契約の収益認識基準について、以下の各要素について信頼性をもって見積もることができる場合は、工事進行基準を適用する旨定めている(工事進行基準の原則適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 工事収益総額 ■ 工事原価総額 ■ 決算日における工事進捗度 <p>また、工事損失が見込まれる場合、見込まれた期の損失として工事損失引当金を計上すべき旨定めている¹¹。</p>	<p>2009年4月1日以後開始する事業年度から、その事業年度以後に着手する工事契約に対して適用</p> <p>(公表日(2007年12月27日)以後、2009年3月31日以前に開始する事業年度からの早期適用も可)</p>	<p>欧州証券規制当局委員会(CESR)から補正措置が提案されている26項目の一つである</p> <p>2006年3月に開催された国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに向けたプロジェクトの第3回会合において「短期プロジェクト」として位置づけられていた。</p>

公開草案一覧

名称	概要	適用時期	コンバージェンスとの関係
「金融商品に関する会計基準(案)」(企業会計基準公開草案第19号)	<p>金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、以下の注記事項を新設している。</p> <p>金融商品の状況に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 金融商品に対する取組方針 2) 金融商品の内容及びそのリスク 3) 金融商品に係るリスク管理体制 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説 <p>金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(現行では、についてはデリバティブ取引についてのみ、については有価証券やデリバティブ取引についてのみ開示されてきたが、これを金融商品全般に拡大する¹²。)</p>	<p>2010年3月31日以後終了する事業年度末にかかる財務諸表から適用</p> <p>(2009年3月31日以前に開始する事業年度からの早期適用も可)¹³</p>	<p>欧州証券規制当局委員会(CESR)から補正措置が提案されている26項目の一つである。</p> <p>2006年3月に開催された国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに向けたプロジェクトの第3回会合において「短期プロジェクト」として位置づけられていた。</p>

¹¹ 概要については、大和総研制度調査部情報「工事契約に関する会計処理(正式公表)」(筆者著)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/08012801accounting.pdf>)

¹² 概要については、大和総研制度調査部情報「金融商品の開示拡充へ」(吉井一洋)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07053101accounting.pdf>)

¹³ 最新の企業会計基準委員会議事(2008年2月5日 第36回金融商品専門委員会)に基づく記載を行っている。

<p>「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」(企業会計基準適用指針公開草案第 23 号)</p>	<p>上記、企業会計基準公開草案第 19 号の新設された注記事項に関する適用指針である¹⁴。</p> <p>金融資産及び金融負債(共に事業目的に照らして重要であり、金利や為替、株価等のリスク変数に対する感応度が重要な意味をもつもの)が総資産及び総負債の大部分である企業(一般的には、金融商品を利用して又はその価値の増加によって利益獲得を目指すような事業目的を有している銀行や証券会社、ノンバンク等が想定される)は、市場リスクに関する定量的な情報として、以下のような情報を注記で開示することとしている。</p> <p>金融商品に係るリスク管理において、ベシス・ポイント・バリュー(例えば、金利が 1 ベシス・ポイント(0.01%)変化したときの時価の変動)やバリュー・アット・リスク(市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確立で、ある金融商品に生じ得る損失額の推計値)などを利用している場合、これらに基づく定量的な情報</p>	<p>2010 年 3 月 31 日以後終了する事業年度末にかかる財務諸表から適用(ただし、左記の市場リスクに関する定量的な情報の開示については、適用時期を 1 年遅らせ、2011 年 3 月期からの適用も可能)</p> <p>(2009 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度からの早期適用も可)¹⁵</p>	<p>欧州証券規制当局委員会(CESR)から補正措置が提案されている 26 項目の一つである。</p> <p>2006 年 3 月に開催された国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに向けたプロジェクトの第 3 回会合において「短期プロジェクト」として位置づけられていた。</p>
<p>「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」(企業会計基準公開草案第 21 号)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(案)」(企業会計基準適用指針公開草案第 26 号)</p>	<p>「セグメント情報」とは一般に、売上高(得、金収益を含む)、損益、資産その他の財務情報を、事業の区分単位に分別したものをいう。</p> <p>公開草案では、セグメント情報開示の基本的な考え方として、国際的な会計基準が採用する「マネジメント・アプローチ」(経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者が企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎とするセグメント情報開示の方法)を採用する旨定めている¹⁶。</p>	<p>2010 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用</p>	<p>2006 年 3 月に開催された国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに向けたプロジェクトの第 3 回会合において「短期プロジェクト」として位置づけられていた。</p>

¹⁴ 最新の企業会計基準委員会議事(2008 年 2 月 5 日 第 36 回金融商品専門委員会)に基づく記載を行っている。なお、概要については、以下を参照されたい(上から最新の情報とする)。

大和総研制度調査部情報「保有金融商品の VAR 等の開示義務付けへ」(吉井一洋)

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/08020601accounting.pdf>)

大和総研制度調査部情報「金融商品の時価等の開示に関する適用指針案」(鳥毛拓馬)

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07081001accounting.pdf>)

大和総研制度調査部情報「金融商品の新開示指針案、公表へ」(吉井一洋)

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07071801accounting.pdf>)

¹⁵ 最新の企業会計基準委員会議事(2008 年 2 月 5 日 第 36 回金融商品専門委員会)に基づく記載を行っている。

¹⁶ 概要については、大和総研制度調査部情報「セグメント情報開示の公開草案」(筆者著)を参照されたい。

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07092602accounting.pdf>)

<p>「持分法に関する会計基準(案)」(企業会計基準公開草案第 22 号)及び「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(実務対応報告第 27 号)</p>	<p>持分法適用被投資会社の会計方針を、現行の「統一が望ましい」から「原則として統一」するものとして整理している。</p> <p>具体的には、概ね以下のとおりである¹⁷。</p> <p>原則</p> <p>投資会社(その子会社を含む)と被投資会社の会計処理の原則及び手続は、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等」については、「原則として統一する」。</p> <p>当面の取扱い</p> <p>上記に関わらず、当面の間、親子会社間の会計処理(統一しないことに合理的理由がある場合は統一を要しない)に、また在外関連会社については在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(P6、8 参照)に準ずることができる。</p>	<p>2010 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用</p> <p>(2010 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度からの早期適用も可)</p>	<p>欧州証券規制当局委員会(CESR)から補正措置が提案されている 26 項目の一つであり、補正措置として「開示 B」(IFRS に従って会計処理した場合の定量的影響(損益又は株主持分への税引前後の影響)の表示)が要求されている。</p>
<p>「資産除去債務に関する会計基準(案)」(企業会計基準公開草案第 23 号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針(案)」(企業会計基準適用指針公開草案第 27 号)</p>	<p>「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に際して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。</p> <p>資産除去債務の会計処理について、概ね以下のよう定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。 ■ 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。 ■ 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の耐用年数にわたり、各期に費用配分する。 	<p>2010 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用</p> <p>(2010 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度からの早期適用も可)</p>	<p>欧州証券規制当局委員会(CESR)から補正措置が提案されている 26 項目の一つである。</p> <p>2006 年 3 月に開催された国際会計基準審議会(IASB)との会計基準のコンバージェンスに向けたプロジェクトの第 3 回会合において「短期プロジェクト」として位置づけられていた。</p>

¹⁷ 概要については、大和総研制度調査部情報「持分法に関する会計基準・実務対応報告の公開草案」(筆者著)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07112001accounting.pdf>)

<p>「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」(企業会計基準適用指針公開草案第28号)</p>	<p>連結範囲や関連会社の範囲の判定にあたって実務上の指針とされてきた監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」の内容を見直し、会計上の取扱いで明確化が必要とされていた点を整理している。</p> <p>具体的には、概ね以下のとおりである¹⁸。</p> <p>VC条項¹⁹適用時の前提(恣意的な連結外しの防止)</p> <p>1) 出資会社が「債権回収目的の金融機関」や「キャピタルゲイン獲得目的の投資企業」(ベンチャーキャピタル等)であること</p> <p>2) 上記出資会社が実質的な営業活動をしていること</p> <p>VC条項の適用要件</p> <p>1) 売却等により他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること</p> <p>2) 他の会社等との間で、通常の取引として投融资を行っているもの以外の取引がほとんどないこと</p> <p>3) 他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること</p> <p>4) 他の会社等とのシナジー効果も連携効果もないこと</p>	<p>2008年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用</p> <p>(2008年3月31日以前に開始する連結会計年度からの早期適用も可)</p>	-
---	--	---	---

以上

¹⁸ 概要については、大和総研制度調査部情報「ベンチャーキャピタルの投資先の連結指針(概略)」(吉井一洋)を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/08013103accounting.pdf>)

¹⁹ 他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められない場合、当該他の会社等を子会社に該当しないものとする取扱いが認められる(「連結財務諸表原則」第三 - 2等参照)。このような取扱いの要件を、ここではVC条項と呼ぶこととする。